

浪江町議会議員一般選挙

投票日 4月21日(日)

■立候補者説明会 3月2日(土)

浪江町役場二本松事務所 2階大会議室

■立候補受付 4月11日(木)

浪江町役場二本松事務所 2階大会議室

*投票所、投票時間等の詳細は、決まり次第広報紙等でお知らせします。

■郵便による不在者投票

次の方は郵便で不在者投票ができる制度があります。また、特定の方については代理記載をすることができます。

この制度を利用する場合は、「郵便投票証明書」が必要となります。発行までに多少の時間がかかりますので、申し込み・問い合わせは早めをお願いします。

また、この証明書の有効期間は7年間です。すでに交付を受けている方で有効期限が切れている方は、早めに更新してください。

- 身体障害者手帳、または戦傷病者手帳をお持ちの方で、身体に重度の障がいがある方
- 介護保険で要介護5と認定されている方
- 身体障害者手帳に免疫の障がいの程度が1級から3級までと認定されている方

申・問 浪江町選挙管理委員会 (総務課行政係内)
TEL 0243-62-0128

住民基本台帳カードの発行

住民基本台帳カードには、顔写真無しのもの、顔写真付きのものがあり、顔写真付きの住民基本台帳カードは、公的な身分証明書としてご利用いただけます。また、他市町村に住所を移しても、継続して利用することが可能です。(別途手続きが必要です。)

住民基本台帳カードの申請、受取りは原則ご本人となります。交付まで1週間から10日程度かかりますので余裕をもって申請してください。

※遠方に避難されている方にはご不便をおかけしますが、郵送での手続きはできませんので、ご了承ください。

▷手数料 500円

▷有効期間 10年

▷申請に必要なもの

- 運転免許証などの本人確認書類
 - 顔写真付きの住民基本台帳カードの場合、写真1枚(6カ月以内に撮影した45mm×35mm大きさのもの)
- ※顔写真付の身分証明書をお持ちでない方は、保険証や年金手帳などを2点以上

▷申請できる人 本人

※未成年の方は保護者の同意書が必要です。

問 町民税務課住民係 TEL 0243-62-0129

平成25・26年度入札参加受付

町では、平成25・26年度に浪江町の入札に参加を希望される方の資格審査申請を受け付けています。

これは、浪江町を発注者として指名競争入札の方法により工事または製造の請負、物品の買入、その他の契約を締結しようとする場合の入札に参加するために必要な申請です。

▷受付期間 2月28日(木)まで(土日祝日を除く。)

▷受付時間 9時～17時

▷提出方法 直接提出または郵送

※郵送の場合は、2月28日の消印有効

▷種別 建設工事、測量等(測量・調査・設計)、物品購入、役務

▷申請書類の有効期間

平成25年6月1日～平成27年5月31日

▷提出書類

総務課財政管財係窓口へ備え付けてあります。また、町ホームページや福島県のホームページからもダウンロードできます。

※提出書類に不備がある場合は受け付けできませんので、ご注意ください。

申・問 総務課財政管財係 TEL 0243-62-0128

3月1日から届出避難場所証明書の発行がはじまります

原発避難者特例法に基づき、住民票を移さずに避難している住民の方は、避難場所等の情報(「避難住民届」)を避難元市町村または避難先市町村へ届け出るようになっていきます。

『届出避難場所証明書』は、避難住民届に記載された内容に相違がないことを証明し、民間契約等の際にご利用していただくことを目的に発行するものです。

まだ避難場所の情報を提供いただいていない方や避難場所を移動された方は、避難住民届により避難場

所の情報を届け出てください。(避難場所を移動するごとに届出をお願いします。)

なお、『届出避難場所証明書』の取得方法は、広報3月号で詳しくご案内いたしますので、ご覧ください。

●避難住民届出に関すること

問 総務課行政係 TEL 0243-62-0128

●証明書に関すること

問 町民税務課住民係 TEL 0243-62-0129

住民税の申告と 所得税の相談

平成25年度（平成24年1月から12月まで）の住民税の申告・所得税の相談を実施します。
遠方に避難し、来場できない方で所得税に関する相談などがある方は、最寄りの税務署にご連絡ください。

住民税の申告・所得税の相談スケジュール

月日	時間	会場名
2月18日(月)	8時30分～15時	役場 二本松事務所
2月19日(火)		
2月20日(水)		
2月21日(木)		
2月22日(金)		
2月23日(土)		
2月24日(日)		
2月25日(月)		
2月26日(火)		
2月27日(水)		
2月28日(木)	申告休み	
3月1日(金)	8時30分～15時	南相馬出張所
3月2日(土)		
3月3日(日)		
3月4日(月)	8時30分～15時	役場 二本松事務所
3月5日(火)		
3月6日(水)		
3月7日(木)		
3月8日(金)	申告休み	
3月9日(土)	8時30分～15時	いわき出張所
3月10日(日)		
3月11日(月)	8時30分～15時	役場 二本松事務所
3月12日(火)		
3月13日(水)		
3月14日(木)		
3月15日(金)		

【ご注意ください】

3月1日(金)と3月8日(金)は、南相馬市といわき市の会場準備のため、浪江町役場での申告は休みとなります。

県内の税務署の 確定申告会場

開設期間
**2月1日(金)～
3月15日(金)**

※土・日・祝日は除きます。
※「ウイル福島」会場は2月4日(月)から、「相馬市振興ビル」会場は1月21日(月)から開設します。
※喜多方署・田島署以外は、税務署内に「申告書作成会場」を設置していませんのでご注意ください。

税務署	会場	開設時間	連絡先
福島	ウイル福島（福島卸商団地協同組合） （福島市鎌田字卸町10-1） ※2月24日・3月3日の日曜日も開設します。	9時30分～16時	024-534-3121
郡山	南東北総合卸センター 協同組合イベントホール （郡山市喜久田町卸一丁目1番地1）	9時30分～16時	024-932-2041
いわき	イオンいわき店 （いわき市平字三倉68-1）	9時～16時	0246-23-2141
相馬	相馬市振興ビル 6階 （相馬市中村字塚ノ町65-16）	9時～16時	0244-36-3111
会津若松	会津ロイヤルプラザ 2階 （会津若松市中町3-53）	9時～16時	0242-27-4311
須賀川	須賀川市産業会館 （須賀川市花岡34-2）	9時～16時	0248-75-2194
喜多方	喜多方税務署 1階会議室 （喜多方市字中島7513-3）	9時～17時	0241-24-5050
白河	白河市産業プラザ人材育成センター 2階講堂 （白河市中田140）	9時～16時	0248-22-7111
二本松	二本松市市民交流センター （二本松市本町2-3-1）	9時15分～16時	0243-22-1192
田島	田島税務署 1階会議室 （南会津郡南会津町田島字寺前甲2939-2）	9時～17時	0241-62-1230

申告相談会場に持参いただきたい書類

	項目等	添付または提示する書類
収入金	給与 雑・公的年金等	源泉徴収票（原本）
	事業・営業等	白色申告者… 収支の内訳がわかるもの
	事業・農業	
	不動産	
	配当	種類に応じた支払通知書
控除	給与（賠償金）	東京電力による賠償金が分かる明細書
	事業・営業等（賠償金）	
	事業・農業（賠償金）	
	不動産（賠償金）	
	生命保険料控除	支払った掛金額の証明書
地震保険料控除	支払額などの証明書	

※還付金などが発生する可能性もありますので、預金通帳と印鑑（シャチハタ不可）を忘れずにお持ちください。
※自宅や家財の雑損控除を、平成22年分および平成23年分の所得税確定申告でされている方は、その申告書の控えをお持ちください。

申 町民税務課課税係 ☎0243-62-4735

介護保険のお知らせ

■おむつ代にかかる医療費控除

確定申告等で、おむつ代が医療費控除の対象として認められますが、寝たきり状態にあることおよび治療上おむつの使用が必要であることについて医師が発行した「おむつ使用証明書」、「おむつ代の領収書」が必要となります。

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、対象者が要介護認定を受けている場合は「おむつ使用証明書」の代わりに町で「おむつ代医療費控除証明書」を発行することもできます。この証明書は、町が保管する主治医意見書により、寝たきり状態で、おむつが必要な状態であることが確認できる場合に発行されます。必要な方はお問い合わせください。

■要介護認定を受けている方の障害者控除認定書

身体障害者手帳などの交付を受けている方他、65歳以上の方で所得控除対象年の12月31日現在、要介護認定（要介護1から要介護5）を受けていて、障害者控除または特別障害者控除の対象となります。この控除を受けるためには町で発行する「障害者控除対象認定書」が必要です。要介護認定を受けている方で確定申告等に必要の方はお問い合わせください。

問 健康保険課介護保険係 ☎0243-62-0172

公的個人認証サービスのご案内

公的個人認証サービスは、税の申告などをインターネットでできるようにするため、電子証明書を発行する制度です。制度を利用するためには、住民基本台帳カードが必要です。お持ちでない方は、別途住民基本台帳カードの申請をしてください。

▷手数料 500円
▷有効期間 3年（ただし、住所が変わったときは再度手続きが必要です。）

▷申請できる方
住民基本台帳カードを取得している本人
▷申請に必要なもの
住民基本台帳カード
※写真なしの住民基本台帳カードの場合は、運転免許証などの顔写真付身分証明書（申請の際にコピーを取らせていただきます。）

▷申請手続き
浪江町役場二本松事務所申請してください。その際、パスワードの設定をしていただきます。（4桁以上16桁以下の英数字）
※郵送や出張所での手続きはできませんので、ご了承ください。

▷受付時間 平日 8時30分～17時

問 町民税務課住民係 ☎0243-62-0129

国民年金のお知らせ

■未支給年金の請求

年金を受け取っていた方が亡くなり、生前に受け取っていない年金（未支給年金）がある場合は、亡くなった月の分まで生活をともにしていた遺族が「未支給年金請求書」を提出することで受け取ることができます。

万が一手続きがお済みでない場合は、お近くの年金事務所または役場までお問い合わせください。

注）未支給年金は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順位で請求できます。

■保険料の免除

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に平成23年3月11日時点で住所を有していた方は、昨年に引き続き、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

▷対象となる期間

免除・若年者納付猶予：
平成24年7月分～平成25年6月分
学生納付特例：平成24年4月分～平成25年3月分
免除を希望される場合は、国民年金保険料免除申請書の提出が必要です。申請書は、お近くの年金事務所または役場に備え付けてありますので、お問い合わせください。

<免除申請の際の留意点>

- 免除申請が承認された期間の年金額は、保険料を納付した場合の年金額の2分の1で計算されます。
- 免除申請が承認された期間は、10年以内であれば、後から保険料を納付（追納）することができます。追納した期間の年金額は、保険料を納付した場合と同じに計算されます。
- 免除申請が承認された期間から3年度以降に追納する場合には、当時の保険料額に経過した期間に応じて加算額が上乘せされます。
- 国民年金基金に加入している方は、免除申請が承認されると、国民年金基金を脱退することになりますので、ご注意ください。

問 日本年金機構平年金事務所 ☎0246-23-5611
問 健康保険課国保年金係 ☎0243-62-0179

福島県借上げ住宅 【特例】制度の受付延長

福島県借上げ住宅特例措置の受付につきましては、平成25年3月31日までに入居可能な物件（福島県内の民間賃貸住宅）のうち、平成25年2月28日までに申出書が提出できるものについても対象となる旨の連絡が福島県よりありましたのでお知らせいたします。

なお、3月以降の申出書の受付は、現在のところ明確な結論がでておりません。通知がありましたら改めてお知らせいたします。

問 生活支援課住宅支援係 ☎0243-62-4736